

家族介護者のケア決定とケア関係の再構築 —女性就労者の仕事とケアの両立の視点から—

大正大学大学院人間学研究科福祉・臨床心理学専攻 博士後期課程
永野 淳子

1. 研究の背景と目的

近年、働きながら要介護者をケアする就労者の介護離職が社会的課題となる中、今後も、女性就労者がケアを担う機会が多く、過重化されたケアを担わなければならないような社会状況が推測される。他方、女性就労者にとって、老親にケアが必要となることは、それまでの親子関係から、新たにケアする側、ケアされる側という介護を中心としたケアの二者関係に移行することになる。老親と成人子とのケア関係は、家族介護の根本的部分である。しかし、こうしたケア関係が仕事とケアの両立において見過ごされてきた。

本研究の目的は、老親のケアをしている女性就労者の自らが行うケアの決定プロセスにおいて、生活の調整、ケア関係の再構築のプロセスがどのようになされているかを把握し、ケアという概念の本質的な内容をなす介護者と老親とのケア関係の調整、再構築の課題を明らかにすることである。

なお、本研究では、「ケア」という用語を「老親と女性就労者との間で取り交わされる気遣いや援助行為及び両者間の関係」と定義する。

2. 研究方法

半構造化面接を1人2回実施した。調査対象者は、同居の老親をケアしている、あるいはケアしていた40代から50代の女性就労者7名、別居の老親をケアしている、あるいはケアしていた40代から50代の女性就労者10名であった。

調査期間は、2017年12月及び2018年11月から2020年3月までだった。データは、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いて分析を行った。調査対象者には、口頭及び文書にて、本研究の概要と目的、倫理的配慮等について説明し、研究への協力について文書にて承諾を得た。また、日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学研究倫理審査委員会の承認(承認番号:29-016)及び、大正大学研究倫理審査委員会の承認(承認番号:18-025. 18-036)を得て実施した。

3. 論文の構成

序 章

本章では、研究の目的と枠組み及び研究方法について説明した。また、本研究で用いる言葉の定義について解説した。

第1章 家族関係と介護者の生活

本章では、介護離職が社会的課題として指摘された要因について、介護の社会化として介

護保険制度が施行される前後の家族の変化、老親ケアの困難化など家族介護の限界があったことを述べた。また、既存の統計資料から、女性就労者の介護離職リスクが高いことを把握し、仕事とケアを両立した自分らしい生活のためには、女性就労者の生活をさらに掘り下げて考える必要があることを述べた。

第2章 女性就労者と生活分析の視点

本章では、女性就労者の仕事とケアが両立した生活を捉えるにあたり、これまで親子の援助関係がどのように検討されてきたかを考察した。そして、女性就労者と老親とのケア関係が再構築されるプロセスを把握することが重要であることを明らかにした。

第3章 ケア決定とケア関係の再構築プロセスの調査概要

本章では、女性就労者が老親に行うケアの決定とケア関係を再構築するプロセスを明らかにするために実施したインタビュー調査について、調査方法、妥当性等について述べた。

第4章 同居子による老親ケア

本章では、同居の女性就労者を対象として実施した面接調査のデータを、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いて分析を行った。分析の結果、「女性就労者が同居の老親に行うケアの決定とケア関係を再構築するプロセス」について、カテゴリ10項目、サブカテゴリ1項目、概念31項目が生成された。

第5章 別居子による老親ケア

本章では、別居の女性就労者を対象として実施した面接調査のデータを、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いて分析を行った。分析の結果、「女性就労者が別居の老親に行うケアの決定とケア関係を再構築するプロセス」について、カテゴリ8項目、サブカテゴリ1項目、概念28項目が生成された。

第6章 ケア決定のプロセスとケア関係の再構築プロセス

本章では、第4章、第5章の調査結果に基づき、女性就労者のケア決定とケア関係の再構築プロセスについて先行研究と比較検討した。

終章

本章では、女性就労者のケア決定とケア関係の再構築プロセスから得た知見を踏まえて、仕事とケアを両立するうえでの支援のあり方について考察した。本研究の限界と今後の研究の方向性を論じた。

4. 結果と考察

1) 同居の女性就労者への調査結果

(1) ストーリーライン

分析結果から、女性就労者が同居の老親に行うケアの決定とケア関係を再構築するプロセスのストーリーラインが次のように生成された。

女性就労者は、<ケアしたい願望>と<老親ケアの責務>、それらから起こる<自責の念からの解放>という思いから【ケア行動の誘発】がされた。

【ケア行動の誘発】がされると、女性就労者は、【老親の生活力の把握】を行った。【老親

の生活力の把握】とは、＜老親のできない状態の認識＞をし、老親に＜できることはやってもらう＞ことにした。【老親の生活力の把握】を経て、老親をケアするための＜老親との生活時間のズレ調整＞と＜働き方の調整＞といった【生活時間の調整】を行った。

【生活時間の調整】がされるとともに、＜老親の生活への助言を得る＞ことから＜ケアサービスの利用＞を行うことや、＜家族・親族による協力＞を得ることにより【ケアの委任】が行われた。

こうした【生活時間の調整】と【ケアの委任】をすることは、【生活要求の充足】のためでもあった。【生活要求の充足】には、女性就労者の＜譲れない生活優先＞事項や＜子育て優先＞＜ケアの危険回避＞＜就業時間の確保＞〔就労継続意向〕が含まれた。〔就労継続意向〕は、＜所得維持をはかる＞ことと＜心理的充足感を得る＞ことが含まれた。そして、女性就労者に子どもがいる場合、＜子育て優先＞するうえで〔就労継続意向〕の充足が必要とされた。

【生活時間の調整】と【ケアの委任】をすることは、女性就労者の【生活へのケアの浸透化】という、老親ケアの＜必要への対応＞と＜ケア分担の制約＞、＜親子関係の逆転＞を家庭内に生起せしめた。

【生活へのケアの浸透化】は、女性就労者の【ケア意識の変容】を引き起こした。【ケア意識の変容】とは、＜老親に対する苛立ち＞や＜老親の変化への不安＞であり、【老親の生活力の把握】が影響していた。また、【ケア意識の変容】は、老親との【穏便なケア関係の維持】と【ケア負担への対処】を行わせた。

【穏便なケア関係の維持】とは、＜変わらない親子関係＞が＜ケアの継続意思＞につながることや、＜世代分離した家族理解＞を経て＜ケアの継続意思＞につながることであった。

【ケア負担への対処】とは、＜自分時間を作る＞ことや＜生活のルール作り＞＜ケア力の獲得＞＜ケアの限界設定＞を行うことであった。また、【ケア負担への対処】と【ケアの委任】は、女性就労者に＜ケアの拘束感の認識＞をさせた。

そして、女性就労者の【生活へのケアの浸透化】がされ、【穏便なケア関係の維持】をはかりながら、【ケア負担への対処】を踏まえることにより、＜ケア時間の内包化＞から＜ケアの家庭生活化＞が起これ、【ケア意識の変容】にも影響する【ケアが日課になる】こととなった。

2) 別居の女性就労者への調査結果

(1) ストーリーライン

分析結果から、女性就労者が別居の老親に行うケアの決定とケア関係を再構築するプロセスのストーリーラインが次のように生成された。

女性就労者は、＜老親への返礼＞の思いと＜周囲のケア期待に応える＞ために、＜老親ケアの責務を果たす＞ことが促され【ケア行動の誘発】がされた。

【ケア行動の誘発】がされると、女性就労者は、【生活とケアのバランスをとる】ことを行った。

【生活とケアのバランスをとる】とは、＜生活に合わせたケアの調整＞と＜働き方の調整

＜家庭生活との調和をはかる＞ことであった。また、＜生活に合わせたケアの調整＞と＜家庭生活との折り合いをはかる＞ことは、女性就労者に老親ケアを＜できる範囲で行う＞ことを認識させた。【生活とケアのバランスをとる】ことは、【ケアの委任】を行うことと相互に影響しあっていた。【ケアの委任】とは、＜老親の生活への助言を得る＞ことから＜ケアサービスの利用＞が定まり、それとともに＜同居家族・親族による協力＞を得たり、＜地縁による互助の活用＞が行われたりした。また、【生活とケアのバランスをとる】にあたり、【家庭生活の維持】が前提とされていた。

【家庭生活の維持】を行うとは、女性就労者に子どもがいる場合は、＜子育て優先＞すること。そして、＜所得維持をはかる＞ことや＜心理的充足感を得る＞ことができる〔就労継続意向〕が充足されることであった。＜子育て優先＞をするには、＜所得維持をはかる＞うえでも〔就労継続意向〕が叶うことを必要とし、【ケアの委任】にも影響していた。

女性就労者は、【ケア行動の誘発】がされると、【生活とケアのバランスをとる】とともに、【親子関係の再認識】を行った。ケアは、具体的な精神的及び肉体的援助行為であると同時に、ケアする人とされる人との関係性を意味するものである。そのため、【親子関係の再認識】は、自然な行為である。【親子関係の再認識】としては、＜変化した親への戸惑い＞や老親の＜ケア期待への負担感＞が、＜親子関係の形成過程の想起＞により起こっていた。また、ケアの前提となる【親子関係の再認識】は、自らの生活と老親との生活の違いを意識化させ、ケアを行う中での生活の確保、維持へ向かわせた。そして、【親子関係の再認識】がされると、女性就労者は、【老親ケアの客観化】や【生活の充実をはかる】ことを行った。

女性就労者による【老親ケアの客観化】とは、先ずありのままに＜老親の受容＞をすることであった。＜老親の受容＞は、＜老親の意向尊重＞につながり、＜積極的なケア行動＞が促された。【生活の充実をはかる】ことは、ケアによる＜束縛のない時間の確保＞をし、＜自分時間を作る＞ことであった。また、＜ライフスタイルの維持＞と＜ケアと生活の分離希望＞も【生活の充実をはかる】ことになった。当然のことながら、＜サービス利用の安心感＞が【生活の充実をはかる】ことと【家庭生活の維持】に影響した。

女性就労者は、【生活の充実をはかる】ことにより、＜ケアのオン・オフをつける＞ことになった。そして、＜ケアのオン・オフをつける＞こと、【老親ケアの客観化】と【生活とケアのバランスをとる】ことを通して、＜適度なケアという認識＞と＜ケア再考の意思を持つ＞ことにより、【ケア範囲の確立】をさせた。

3) 考察（先行研究との比較検討）

(1) 女性就労者のケア決定プロセスの特徴

同居の女性就労者は、老親にケアが必要になると老親の生活状況に自分の生活を合わせることになる。また、同居の女性就労者の生活に、老親のケアが重なるようになってくる（【生活へのケアの浸透化】）ことにより、老親をケアすることが女性就労者の生活の一部になる。そのため、同居の女性就労者のケア決定は、日々の生活の中で行うケア行動を具体的に決定する（【ケアが日課になる】）プロセスであるといえる。

別居の女性就労者は、老親世帯とは別世帯を構え、修正拡大家族として老親へのケアを行

う。その際、自分の世帯内で【生活とケアのバランスをとる】ことを優先し、生活の調整の可能性に準じた、＜適度なケアという認識＞と＜ケア再考の意思を持つ＞ことにより【ケア範囲の確立】がされる。そのため、別居の女性就労者のケア決定プロセスは、別居の女性就労者が取り組むケアとケア姿勢を決定するプロセスといえる。

(2) 女性就労者のケア決定プロセスにおけるケア関係の変化の特徴

同居の女性就労者は、ケアを通じた老親に対する忌避感（【ケア意識の変容】）への対処において、老親ケア開始以前からの＜変わらない親子関係＞に支えられている。老親と途中同居をした女性就労者は、老親との間で覚える葛藤やストレスへの対処として、女性就労者の世帯と老親との世帯を分ける＜世代分離した家族理解＞を行っている。

別居の女性就労者は、老親ケアが始まると、老親ケア開始以前からの＜親子関係の形成過程の想起＞がされる。老親とのケア関係に心理的葛藤を生じさせないために、別居ケアの継続が促される。別居の女性就労者は、老親からの＜ケア期待への負担感＞を感じながら、老親ケアを継続しようとするアンビバレンスな感情を抱えながらケアすることもある。

(3) 女性就労者と老親とのケア関係の再構築プロセス

同居の女性就労者は、老親と共同する生活の中で、【生活へのケアの浸透化】がされると、老親への忌避感を感じることもある。そうした経験は、老親とのケア関係を悪化させる可能性がある。しかし、同居の女性就労者と老親との間での＜変わらない親子関係＞とケアストレスへの対処により、老親に対する忌避感の軽減とケア関係の改善に努め、ケアを継続していくことになる。

別居の女性就労者は、自らの家庭生活を維持することを中心に老親のケアを行う。老親のケアは、ケアが始まる以前からの老親との親子関係を想起させ、老親に対する嫌悪を感じることもある。しかし、別居という老親との物理的距離により老親とケアから離れる機会を持つことにより、一時的に老親への嫌悪感から解放され、ケアから気持ちを切り替える＜ケアのオン・オフをつける＞ことが行える。そして、こうした気持ちの切り替えを繰り返しながらケアを継続していくことになる。

5. 結論

1) 本研究の到達点とオリジナリティ

本研究は、同居の女性就労者と別居の女性就労者のケア決定とケア関係の再構築プロセスを明らかにすることができた。また、同居の女性就労者と別居の女性就労者を比較検討することから、次の5つが明らかになった。

1. 同居の女性就労者と別居の女性就労者はともに、[就労継続意向]を有し、介護保険制度のサービス利用や家族・親族からの協力を得ている。就労者に子どもがいる場合は、老親ケアよりも＜子育て優先＞が優先している。

2. 同居の女性就労者と老親とのケア関係は、ケア関係の揺らぎに対して、具体的な方策をもって対処すること及びケア開始以前からの不満のない親子関係に支えられ、老親とのケア関係を維持しようとしている。

3. 別居の女性就労者と老親とのケア関係は、幼年期を基礎に壮年期も含めた親子関係に影響を受けている。また、別居ケアの継続によりケア関係の劇的変化を回避できることや【老親ケアの客観化】がされることから、老親とのケア関係の変化については、より主体性が確保されている。

4. 老親と女性就労者の親子関係は、同居の女性就労者の場合、老親ケアが開始する以前と以降で＜変わらない親子関係＞が維持されている。別居の女性就労者の場合、老親ケアが開始する以前の親子関係に情緒的な連帯感が低い場合、別居という老親との物理的距離を保ちケアの継続ができるように親子関係を維持している。

5. 同居の女性就労者の老親とのケア関係の再構築プロセスは、老親との＜変わらない親子関係＞に支えられながら、老親とのケア関係の改善に努め、ケアを継続していくプロセスである。別居の女性就労者は、老親と物理的距離をとることによりケア関係の維持をはかり、老親と老親のケアから気持ちを切り替えることを繰り返しながらケアを継続していくプロセスである。

2) 本研究の社会的意義と汎用の可能性

本研究の社会的意義として、親と成人子とのケア関係が、家族を介護する成人子のケアする生活に与えている影響を、同居と別居との比較検討から明らかにした。また、女性就労者にとって、就労の継続とケアを両立させるうえで、自らの生活の充実を主軸として考えることの必要性和、老親とのケア関係の維持にあたっては、老親と物理的距離と心理的距離感を保つことを心掛けることが必要であることを指摘できた。家族介護者自身が老親ケアに挑むにあたっての心の準備を考えるうえでの知見と、家族介護者支援を行う専門職者への支援の際の視点を提供できた。本研究において得られた知見は、親子という関係の中でケアする家族介護者に対しても汎用性のある内容と考える。

3) 本研究の限界と課題

本研究の限界は、調査対象者の年代及び地域が限定されていること、医療・福祉の専門職が多かったことがあげられる。また、本研究は、質的研究として仮説生成型であったため、仮説検証型の研究を行う必要がある。そうすることにより、政策提言を行うことも可能になると考える。本研究は、女性就労者の生活に着目したため、介護・労働政策、介護休業制度等、仕事とケアの両立に向けた政策などに十分に触れることができなかった。今後は、労働・介護の人材政策などにも言及し家族介護者のよりよい生活について考えたい。また、今回は、女性就労者に焦点をあてたが、今後は、さらなるケア関係の再構築プロセスを検証するために、老親に焦点をあてた研究も必要であると考えられる。